

■公共施設使用料減免率の団体区分

使用団体区分	区分に該当する主な団体等 ※団体の設立目的以外の使用については、その限りではない。	区分	社会教育施設及び野外体育施設等																						
			中央公民館	勇足地区公民館	仙美里地区公民館	美里別地区公民館	体育館	体力増進センター	町民水泳プール	柔剣道場	多目的アリーナ	中央小学校(体育館)	仙美里小学校(体育館)	本別中学校(体育館)	勇足中学校(体育館)	河川運動公園弥生球場	河川運動公園南球場	河川運動公園芝生広場	河川運動公園多目的広場	河川運動公園球技広場	静山テニスコート	太陽の丘テニスコート	太陽の丘多目的広場	太陽の丘野球場	
	介護予防拠点施設		○	○	○	○																			
1	国、道、町の機関、教育機関及び保育機関並びにこれらの機関と一体となって特定の分野を推進する団体並びに社会教育関係団体並びに法令により設置されている団体	室料	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免
		暖房料	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免
2	国、道、町の機関、教育機関及び保育機関と一体となって特定の分野を推進する団体を補完する団体並びに公共的な活動を行う福祉団体	室料	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免
		暖房料	免	免	免	免	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	自助団体及び産業振興団体並びに各種団体等	室料	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割	5割
		暖房料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	各種サークル等	室料	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割
		暖房料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

①上記の区分は、町内の町民・団体等を対象とし、町外からの利用に関しては適用しない。

②上記の他、次の利用に關しての使用料は一部又は全部免除とする。

(全部免除)

※1 アイヌ協会が上本別生活館を利用する場合。

※2 介護予防拠点施設を、在宅福祉ネットワーク活動、老人クラブ活動、世代間交流などに使用する場合。

※3 公益性の高い事業を実施する目的等で使用する場合。

(一部又は全部免除)

※4 義経の里ロジック(御所)及びキャンプ村バンガローに關し、公益性が高いと認めた場合。その際の減免率は、その都度町長が定める。

